令和９年度利用調整基準表

保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※この基準表は令和９年４月入所（園）にかかる利用調整から適用します。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育のことです。

＜優先順位の決定方法＞

「１ 基本点数」に「２ 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。「最優先」に該当する場合は、それ以上の点数の加点（減点）は行いません。

※「１ 基本点数」「２ 調整点数」の点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から福祉事務所長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。

※育児休業の延長を許容できる方が、入所選考順位に関する申出書を提出された場合は、利用調整における点数に関わらず、その順位は、他の保育の利用申込者の後とします。

１ 基本点数

「基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とします。

複数の類型に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とします。

※ひとり親の場合は、当該ひとり親の「１ 基本点数」に、「２ 調整点数」の「ひとり親」を加点します。

類型		状況	父	母
就労		月の労働時間が 120 時間以上	220	220
		月の労働時間が 120 時間未満	130	130
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産前後 8 週間）		170
疾病、負傷、障害	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）	220	220
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）	160	160
		疾病又は負傷している場合（上記以外）	70	70
	精神又は身体の障害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の場合）	150	150
		精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	60	60
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	140	140
		同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	50	50

類　　型	状　　況	父	母
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求職活動	家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	120	120
	現に求職活動を行っている場合（上記以外）	30	30
就学	学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	120	120
児童虐待・配偶者からの暴力	児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

2　調整点数

類　　型	状　　況	父	母
卒園児	乳児専門保育所及び地域型保育事業（事業所内保育事業（従業員枠）を除く）の卒園児 （地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設の利用を希望する場合に適用。）	最優先	
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	230	
保育士等 （保育士、看護師、准看護師、保健師、栄養士、調理員）	保育士等として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が 120 時間以上）	200	200
	保育士等として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が 120 時間未満）	100	100
里親	里親（またはファミリーホーム）として委託を受けている場合（保育利用開始時に委託を受ける予定を含む）	100	
	里親（またはファミリーホーム）として委託を受けており、里親双方（単身の里親にあたっては、当該里親）について、「1 基本点数」の類型（状況）が「就労（月の労働時間が 120 時間以上）」に該当する場合（保育利用開始時に委託を受ける予定を含む）	200	

類　　型	状　　況	父	母
育児休業復帰 （「きょうだい児」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等を希望する場合 （育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等以外を希望する場合 （育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始前から利用しているきょうだい児と同一の保育所等を希望する場合	170	
	上記以外で、休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	140	
きょうだい児 （「育児休業復帰」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	170	
	既にきょうだい児が在籍している保育所等を希望する場合	170	
	きょうだい児で新たに同一の保育所等を希望する場合	170	
多子世帯	小学校 6 年生までの児童が 3 人以上いる世帯	10	
保護者の障害 （基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の場合）	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	5	5
同居親族の介護、看護 （基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。	同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	5	
当該児童の障害	利用申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
転園 （転居又は転勤による転園希望の場合に限る。	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

類型「保育士等」の「保育所等」について、保育士の場合は、市が委託する病児保育施設を含める。

３　同一点数で並んだ場合の優先基準

段　階	優　先　基　準
第 1 段階	転園希望者よりも現在保育所等を利用していない方を優先する。
第 2 段階	当該施設において利用希望順位が高い方を優先する。
第 3 段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに待っている期間（利用開始希望日からの期間）が長い方を優先する。
第 4 段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数（父母の基本点数を合計したもの）を比較し、点数が高い方を優先する。
第 5 段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。

※利用調整基準表については令和８年１１月時点のものであり、今後変更することがあります。